

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

広島国民年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月から41年8月まで
② 昭和44年10月から46年4月まで
③ 昭和47年11月から50年3月まで
④ 昭和55年10月から56年3月まで

私は、昭和41年ごろまでA市に住んでおり、自宅に集金に来ていた集金人に国民年金保険料を払っていたが、申立期間①が未加入期間とされているのは納得できない。

昭和41年ごろから50年ごろまではB市に住んでおり、47年11月に勤めていた会社を退職した後に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その時に区役所職員から、未納期間があるので未納分から払うよう勧められ、3万円から5万円ぐらいのまとまった金額を納付した記憶がある。その後も、区役所窓口で納付書により保険料を納付したはずである。しかし、申立期間②及③が未加入期間又は未納期間となっており納得できない。

昭和55年、56年ごろはC市に住んでおり、区役所に納付書を持って行き、国民年金保険料を納付していた。しかし、申立期間④の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間①を含め昭和36年4月から41年9月までの国民年金保険料の納付記録が確認できる。
- 2 申立人が保管する国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録をみると、4月から9月までの欄には昭和44年9月27日付けの検認印が押されているものの、10月から3月までの欄は空欄となっている。

また、申立人は、申立期間②及び③の保険料を区役所の窓口で納付したと申し立てているが、印紙検認台紙を切り離した日は、割印の日付（年

及び月の10の位まで確認できる。)から昭和50年10月から同年12月までの間であることが推認できることなどから、申立人は、44年9月に保険料を納付した後、50年10月から同年12月ごろまでは国民年金手帳を持って区役所に行ったことはなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和47年11月ごろに、未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納付し、その時の納付金額は3万円から5万円ぐらいであったとしているが、当該時点において未納期間であった申立期間②の保険料額は6,700円であり、申立金額と大きく相違している。

- 3 申立人は、昭和47年11月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと申し立てているが、前述のとおり、申立人が保管する国民年金手帳の記録から、申立人が切替手続を行ったのは50年10月以降であることが推認できる。

また、申立人は、B市に住んでいたころは、区役所から送られてきた納付書により区役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと供述しているが、B市では申立期間③においては印紙検認方式が採られており、同市が納付書を被保険者に一律に送付するようになったのは昭和57年度からであり、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間④については、前後の期間の保険料は納付済みになっているものの、申立てが複数の期間に及んでいることを踏まえると、これのみでは納付があったものと推認するのは困難であり、ほかに申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月

私は、昭和36年8月1日から39年11月1日まで国民年金に加入し、国民年金保険料も納めたが、同年10月31日資格喪失となっており、同年10月が未加入となっている。国民年金手帳の印紙検認記録を見ても分かるように、同年10月分の国民年金保険料を納付しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿では、「39・10・31 任意喪失」と記載されており、昭和39年10月は未加入となっているものの、検認済記録欄の同月の欄には納付を示す印が押されており、同年11月から48年12月までの欄には斜線が引かれていることから、申立人は、39年10月まで国民年金に加入し、同月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

また、申立人が所持している国民年金手帳（再交付）には昭和39年10月分の検認印と印紙の貼付があり、同月分の国民年金保険料が市に納付されたことは確認できるが、検認台帳が切り取られずに残っていることから、社会保険庁には国民年金保険料の納付記録が進達されていないとみられる。

さらに、A市では、申立期間より後の担当者によると、国民年金被保険者が市役所の窓口で国民年金保険料を納付する際、当該被保険者の資格を確認して、検認印を押していたとしており、申立期間当時については資料や証言が無く不明であるものの、申立人が昭和39年10月分の国民年金保険料を納付した40年1月20日時点では、39年10月は加入期間になっていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年11月から13年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から14年10月1日まで
社会保険庁の記録では、私がA社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって9万8,000円に引き下げられている。
私は、当時、取締役で社会保険事務を担当していたが、会社は社長のワンマン経営で、標準報酬月額を引き下げることについては、事前に説明を受けたことも同意したこともないので、元の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成12年11月から13年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは13万4,000円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の14年11月14日付けで、12年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当時の代表取締役は既に死亡しているため、当時の状況についての供述は得られないが、申立人は、当時の給与は届け出られた額に相当するものであったと供述しており、当時の従業員に聴取しても、申立期間当時、申立人の報酬月額が訂正された標準報酬月額に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られない。

一方、申立人は、申立期間において申立ての事業所の取締役であったことが商業登記簿により確認でき、当時、社会保険事務を担当していたことが社会保険事務所が保管する同社に係る滞納処分票の記載により確認できるが、申立人の「昭和62年5月1日に従業員として採用され、平成3年11月22日に会社

の役員が交代したとき、代表取締役から名前を貸して欲しいと依頼され、取締役役に就任した。しかし、役員報酬も無く、会社経営については事業主がすべて決めていた。」との主張は具体的、かつ信ぴょう性がある上、取締役としての期間に申立人の雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人が会社経営に係る権限を有し、標準報酬月額^{せうきゅう}の遡及訂正を行う権限を有していたとは認められず、また、遡及訂正^{せうきゅう}を行うことについて事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年11月から13年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは13万4,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年5月から13年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から13年6月30日まで

社会保険庁の記録では、私がA社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して15万円に引き下げられているが、実際の支給額は月額40万円程度であり、標準報酬月額の引下げに同意した覚えも無いので、元の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成12年5月から13年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は30万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年6月30日）より後の同年7月11日付けで15万円に引き下げられている。

また、当時の代表取締役であった申立人の弟についても同日付けで、平成12年3月までさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において申立事業所の取締役であったことが商業登記簿により確認できるものの、社会保険事務については権限を有しておらず、標準報酬月額^{そきゆう}の遡及訂正にも関与していないと供述しており、当時の監査役であり、一人で社会保険事務を担当していたとする申立人の母親は、標準報酬月額^{そきゆう}の遡及訂正について申立人に説明しなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、

事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年5月から13年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和36年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月19日から同年6月19日まで

私は、昭和36年4月5日にA社に正社員として入社し、平成9年8月21日に定年退職するまで継続して勤務した。

同社入社後、B市のC工場で1か月間実習を行った後、昭和36年5月からD営業所に配属となったが、申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立事業所が発行した退職者一覧台帳、E健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社（現在は、F社）に継続して勤務し（昭和36年5月19日にA社C工場から同社D営業所に異動）、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から同年12月21日まで

私は、昭和27年12月25日にA社B事業所（以下「B事業所」という。）に入社以降、30年11月30日まで本採用前の臨時夫として勤務していた。この間一貫して、同一事業所に同一資格、同一業務内容で勤務していたにもかかわらず、28年6月1日から同年12月21日まで厚生年金保険の被保険者期間が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社の職員カード（写し）、同社から提出された申立人の職歴証明書及び雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和27年12月25日にB事業所に稟決臨時夫として入社し、平成元年10月31日に退職するまでA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和28年6月1日にB事業所から転勤したことになっており、転勤の記載がある職員で、申立人を記憶していると回答した同僚二人は、「申立人は、B事業所及びC事業所に継続勤務しており、業務内容、勤務形態等に大きな変化は無く、申立期間はC事業所に勤務し、28年12月にB事業所機械課に戻った。」と供述している。

さらに、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）による

と、上記同僚二人は、B事業所で昭和28年6月1日に資格喪失後、申立期間についてはC事業所に加入記録があることが確認できる上、B事業所の被保険者名簿に転勤の記載があり、社会保険庁のオンライン記録により被保険者記録が確認できた30人中26人は転勤後も厚生年金保険の被保険者(C事業所とみられる。)であることが確認できることから、申立人も同様の取扱いであったと考えるのが自然である。

加えて、詳細は不明であるが、社会保険事務所には本来あるべきC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていないことから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年12月21日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、B事業所の申立人に係る昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、23年1月27日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月から22年ころまで

私は、A社で総務課に勤務し、社員の給料計算等をしていました。厚生年金保険の保険料も計算して給料から引いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の同僚の供述等から、申立人は、申立事業所に勤務していたと推認される。また、申立人は、申立事業所における申立人自身の業務内容、同僚の氏名等を具体的に記憶しているとともに、退職時期についても昭和23年1月26日の帝銀事件のころまで勤務していたことなど、詳細に記憶している。

一方、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日及び資格喪失日は同日の昭和20年10月1日となっていることから、申立人は、資格取得前に退職（昭和20年9月30日）したこととなり、社会保険事務所の記録は不自然なものとなっている。

また、申立事業所の被保険者名簿を保管していた社会保険事務所は、戦災及び台風による水害により関係書類を消失したため申立事業所の被保険者名簿はその後復元されたものとみられるとしており、被保険者は資格取得年月日の順に並んでおらず、健康保険番号も前後し、欠番が多数見られるなど、完全な記録とは言い難いものとなっている。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）

の記録では、申立人はB社において、昭和20年10月1日に資格を取得し、資格喪失日については、同年8月7日との記載に二重線が引かれているが、当該事業所は申立事業所とは別事業所であり、かつ、厚生年金保険の適用を受けたのは申立人の資格取得日より後の23年11月1日である上、資格取得日以前の日付を資格喪失日として記載後、抹消しており、被保険者台帳の記録も不合理なものとなっている。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、被保険者名簿の消失等に伴う復元、再作成の過程における保険者による記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、原因を特定することは困難である。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が昭和20年10月1日（資格取得）から23年1月26日ごろまで継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が20年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年1月27日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月11日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月7日から同年9月11日まで

私はA社に勤務していた。昭和20年8月6日の午後に社内各工場の電機設備の被害調査を行い、8月15日まで定常勤務し、同月18日まで資料の整理をしていたが、同月20日に休暇通告を受けた。その通告に同年9月10日以前に退職する者には休暇手当2か月分をまとめて支給する旨があったので、同年9月10日に退職願いを提出した。

以上の事実より、A社での資格喪失日は、昭和20年9月11日が適当だと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年4月6日から同年9月11日まで申立事業所に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、同年8月7日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人の当時の勤務状況等の供述は具体的であり、昭和20年8月7日に被保険者資格を喪失することは考え難い。

また、申立人の退職日についての供述は、「A社社史」により、申立事業所の未成年者等に対する大量解雇が昭和20年9月中旬に行なわれたとする記載とも一致している上、申立人が記憶している同僚(昭和20年9月1日資格喪失)も、終戦後に無期限の休暇通告(退職勧奨)があったと供述していることから、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたと認めることができる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は昭和 20 年 4 月 6 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 7 日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災及び台風の水害により消失し、当該被保険者名簿については、社会保険事務所はその後復元されたものとみられるとしており、被保険者は資格取得年月日の順に並んでいないなど、完全な記録とは言い難いものとなっている。

また、戦後作成された申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前及び被保険者資格取得日（昭和 20 年 4 月 6 日）を確認することはできるが、喪失日については記載が無い。

さらに、当該被保険者名簿に記載された申立人の前後 16 人の資格喪失日を確認したところ、オンライン記録で資格喪失日が確認できる者（10 人）で、昭和 20 年に資格喪失している 7 人のうち 6 人は同年 9 月 1 日又は 12 月 1 日に資格喪失となっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を以てした資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせるのは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 9 月 11 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 20 年 7 月の記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない事案に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされていない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年4月まで

私は、昭和44年3月に会社を退職後、43年9月に生まれた二人目の子供の受診のために健康保険証があるので、町役場へ国民健康保険の加入手続きに行き、同時に国民年金にも加入した。

国民健康保険料と一緒に、国民年金保険料も納付したのに、申立期間の国民年金の加入記録及び保険料の納付記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療機関へ照会した結果、申立人の次女が、申立期間に居住していた町が発行したとみられる国民健康保険証を利用して、申立期間内の昭和46年7月に、入院治療を受けていたことが確認でき、申立人が申立期間当時、国民健康保険に加入していたことは確認できる。

しかし、申立人の居住していた町を管轄する社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和42年から48年3月までの間の払出しを調査したが、申立人の名前は見当たらず、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できない。

また、申立人の居住していた町が合併した後の市（区役所）においても、申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらないとしている。

さらに、申立人及びその妻に聴取しても、申立期間における国民年金の加入手続きや納付方法、納付したとする保険料額などの記憶があいまいで具体的な供述は得られず、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年12月まで

私は、昭和57年5月ごろから59年9月に結婚するまでA市B区の姉夫婦宅に下宿していた。下宿を始めてしばらく経ったころ、姉が未納になっていた56年4月から57年7月ごろまでの国民年金保険料を立て替えて一括納付してくれた。その後、姉が作成した返済計画表に従い、姉に立て替えてもらった保険料を返済するとともに、以降の保険料については、家に送付されてくる納付書と保険料相当額を姉に預けて毎月納付してもらっていた。結婚してからは、妻が納付書により1、2か月分ずつ国民年金保険料を納付してきた。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により夫婦連番で昭和62年11月28日に払い出されたことが確認でき、当該手帳記号番号に係る国民年金手帳は、B区役所が保管する国民年金手帳交付簿により63年3月18日に交付されたことが確認できることから、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和61年1月から63年3月までの保険料は、63年3月から同年4月にかけて3回に分けてさかのぼって納付されたものであり、59年9月に結婚した後は申立人の妻が1、2か月分ずつ納付してきたとする申立内容と一致しない一方、この納付時期は手帳交付の時期と一致することから、申立人は63年3月に国民年金加入手続を行い、その時点で時効が到来していない期間までさかのぼって保険料の納付を開始したものと考えられ

る。

加えて、申立人の姉は、申立人の昭和56年4月から57年7月ごろまでの保険料を同年7月か8月ごろに一括納付したとしているが、この時の国民年金加入手続や国民年金手帳の受け取りについてはよく覚えていないと供述している。

このほか、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付には直接関与していないとしており、代わりに納付したとする申立人の姉及び妻も、納付場所、納付金額等に関する記憶があいまいであり、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年8月まで

私は、結婚及び出産のため昭和45年11月末に会社を退職した後、父親に国民年金への加入を勧められたので、夫か父親にしてもらったか、あるいは自分で加入の手続をしたはずである。

申立期間の国民年金保険料は、夫が納付してくれていた。当時、い草色とえんじ色の2冊の国民年金手帳を所持しており、えんじ色の手帳には検認印が押されていたのを覚えている。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月末に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管する特殊台帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳のいずれの記録においても、申立人は昭和49年9月26日に任意加入の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和45年5月に結婚してから現在まで住所を変更しておらず、申立期間において加入手続を行った上に、49年9月26日に再度任意加入手続を行ったとは考え難いほか、申立人が現在所持している国民年金手帳は同日付けで発行されているものであるが、既に国民年金に加入していた場合、この時期に国民年金手帳が改めて発行される理由も無く、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料はその夫が納付してくれたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人の夫は既に亡くなって

いるため、申立期間の保険料の納付状況を巡る具体的事情は不明である。

加えて、申立人は現在所持している草色の国民年金手帳のほかに、えんじ色の手帳を所持していたと供述しているが、えんじ色の手帳は昭和 36 年から 40 年にかけて交付され、申立期間当時は交付されていなかったため、申立内容と符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年3月まで

国民年金の加入手続や結婚前の保険料納付については、自分で行った覚えは無いが、私が所持している国民年金手帳に、私の字で「昭和42年から保険料支払」と書いてあることから、おそらく両親が同年から私の国民年金保険料を納付してくれたのだと思う。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はA区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続は昭和44年8月ごろに行われたと推認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち42年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、自分では、国民年金の加入手続及び昭和46年9月に結婚するまでの国民年金保険料の納付を行っていないとしており、代わりに行ったと推測される申立人の両親は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金保険料の納付を巡る詳細な事情等は不明である。

加えて、申立人は昭和47年4月にB市で発行された国民年金手帳しか所有しておらず、当該手帳に「昭和42年から保険料支払」と自筆のメモを書き残した経緯についても覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 6 月 8 日まで

申立期間①について、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、B社に勤務していた昭和 36 年 5 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までのうち、申立期間②について、会社を辞めた記憶は無いのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得いかない。当時の取締役が私の申立期間②を含む在職を証明しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する同僚からは直接の聴取はできなかつたため、その妻に聴取したところ、申立人のA社における勤務実態については不明としているが、「A社の事業主は、夫の叔父で、夫も同社に勤務していた。夫は、同社が厚生年金保険には加入していないことを理由に転職した。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管している「事業所記号索引簿」及び社会保険庁のオンライン記録に、申立ての事業所名は見当たらない。

さらに、申立ての事業所の商業登記簿に記載されている当時の役員及び申立人が記憶する同僚の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を調査したが、申立ての事業所と思われる厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、当時の事業主とその妻は既に亡くなっているため事情聴取はできず、このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、当時のB社（昭和 42 年 12 月にC社に名称変更）の

取締役から、申立人に係る昭和36年5月1日から43年9月1日まで在職していたことを証する書面が提出されている。

しかし、申立ての事業所で厚生年金保険の加入記録があり、連絡先の確認できた同僚のうち、申立人の申立期間について具体的に記憶していた同僚は「B社の支店長だった人が、同社を退職して別の会社をD市で立ち上げ、E市に支店を出すこととなり、申立人と自分が一緒に引き抜かれて転職した。その後、収入が少ないので、その会社を辞めて、一緒にB社に再就職した。」と供述している。

また、当該同僚は、申立ての事業所において、昭和39年2月1日に資格を喪失し、申立人の再取得日と同日の同年6月8日に資格を再取得していることが確認できる上、他の同僚一人も「申立人は、一時、会社を辞め、他の会社に転職したが、その後、復帰したことがある。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和39年6月8日から43年8月31日までとなっており、社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立ての事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は健康保険番号の*番で、昭和36年5月1日に資格を取得し、38年11月1日に資格を喪失した後、同年11月11日に健康保険証が返納され、改めて健康保険番号の*番で、39年6月8日に資格を取得していることが確認できる。

その上、申立人が申立ての事業所において継続して勤務していたとしている当時の取締役に聴取しても、申立期間に係る勤務実態や保険料の控除について、具体的な供述は得られず、ほかに、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 6 月に A 市 B 町にある C 病院に就職し、33 年 6 月末まで勤務した。同病院では、入院患者の作業療法を行い、社会復帰を手助けする業務に就いていた。

同病院の勤務期間中は、厚生年金保険に加入し保険料も控除されていたと思うが、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとしている C 病院(現在は、D 病院)は、昭和 29 年 5 月 1 日に適用事業所となり、現在も適用事業所であることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、申立人の供述どおり、申立期間当時から A 市 B 町に所在していることが確認できる。また、申立人の申立期間当時の業務内容や同僚に関する供述内容は具体的であり、期間は特定できないものの、申立人が同病院の患者の社会復帰に係る業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所は、同事業所が保存している昭和 32 年及び 33 年の厚生年金保険の被保険者資格取得届等の届出関係書類の控えの中に申立人の名前は見当たらないとしている。

さらに、申立人が、同僚として名前を挙げている 6 人のうち 5 人は既に亡くなっており、他の 1 人は申立人の名前を覚えていないとしており、このほか申立期間において加入記録のある者 6 人に照会したが、全員が申立人の名前を覚えておらず、申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿にも申立人の名前は無い上に、健康保険の番号に欠番は無く、ほかに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 8 月 12 日まで
② 昭和 27 年 12 月 10 日から 28 年 3 月 2 日まで
③ 昭和 28 年 11 月 9 日から 29 年 1 月 25 日まで
④ 昭和 29 年 6 月 1 日から 33 年 1 月 15 日まで

A社に勤めていた期間の脱退手当金をもらった記憶が無い。その期間の厚生年金保険をもらっている同僚がいるのに、自分は脱退手当金を受けたことになっているので厚生年金保険をもらえず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の9ページに記載されている女性について脱退手当金の支給状況を調査したところ、退職時において脱退手当金の支給要件を満たしている女性94人のうち、48人について脱退手当金の支給記録があり、そのうち39人は退職後約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、退職時に事業所が脱退手当金の支給について何らかの関与をしていたと推認できる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後に勤務した事業所とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給して

いないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月26日から31年2月1日まで
私のA社の記録については、昭和28年2月1日から同年8月26日までとなっているが、31年2月1日まで勤めていた。申立期間の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する採用書類では、申立人は昭和28年2月1日入社、同年8月26日退社となっており、社会保険庁の保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

また、申立人が記憶する同僚の一人は申立事業所で厚生年金保険の加入記録が無く、回答が得られた同僚のいずれからも申立人の申立事業所における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人は昭和30年8月に長女が生まれた際、健康保険証を使用したとしているが、病院名等が特定できず、確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和28年2月1日に資格取得、同年8月26日資格喪失となっており、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年9月16日から23年4月30日まで
夫が退職して、年金を受け取るようになって初めて脱退手当金を受け取っていることになっていることが分かった。夫は生前「脱退手当金は受け取っていない。」と強く言っていたので、調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給を意味する「脱手済」の記載がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年6月24日に決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の妻から聴取しても、申立人は生前受給していないと述べるほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額にかかる記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで

夫が代表取締役をしていたA社は、大手ゼネコンの下請として建築業(基礎土木)を行っていたが、平成7年に不渡り手形を出し、廃業した。

平成9年1月ごろ、夫と二人で年金見込額を算出してもらったところ、金額が少ないので驚いた。当時の実際の給与は200万円くらいで、生活費として40万円くらい使い、残りは夫が仕事で使っていたと思う。当時の給与の額と標準報酬月額の差が大きいため、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立事業所における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から7年6月までは53万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年8月9日付けで、4年7月1日に遡^{そきゅう}及して28万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、取締役であった申立人の妻は、遡^{そきゅう}及訂正が行われた当時、申立人は、代表取締役社長として会社の業務を総括する立場にあり、長期出張、病気療養等による不在は無かったと供述しているとともに、当時の給与計算等の担当者は、「社会保険関係の手続は申立人が行っていたと思う。」と供述し、元従業員(取締役)は、「会社の代表者の印は申立人が管理し、社会保険関係の書類は申立人が決裁していたと思う。」と供述している。

さらに、申立事業所の健康保険証の返納記録をみると、申立人及び申立人の妻以外の者は、平成7年7月5日に健康保険証を社会保険事務所に返納しているのに対し、申立人及び申立人の妻は、標準報酬月額減額訂正処理を行った同年8月9日に返納していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所の代表取締役として、当該行為の結果である訂正処理に同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月から 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 1 月に A 社に入社し、経理部会計課に所属していたが、国の命令により、経理部会計課に所属したまま、冬の 3 から 4 か月間、電車の運転手をし、その後、再び経理部会計課で勤務した。

昭和 19 年 10 月に軍事工場へ行くよう命じられ、B 社へ入社したので、A 社での勤務期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月から 19 年 5 月 31 日までの期間は、申立事業所において、電車の運転手をしていた期間も含め、経理部会計課に所属（事務職員）していたものとみられ、一般事務職員については、同年 5 月までは労働者年金保険（現在の厚生年金保険）の被保険者とされていない。

また、申立人が記憶している申立事業所の上司は、申立人と同様、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い上、男性の同僚二人は、申立期間のうち、昭和 18 年 12 月から加入記録があるが、同僚の供述によると、途中で会計課から変電所等現場に配属替えになり、その後は継続して現場で作業していたとしていることなどから、配属替え以降については、申立人とは職種、所属及び現場での勤務期間等が相違する。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について申立人の名前は無い上、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所の記録は無い。

加えて、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、

人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、照会に回答のあった同僚も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

2 申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、B社において同年6月1日に資格取得（一般事務職員）とされており、同社に勤務していたとみられるが、労働者年金保険法（現在の厚生年金保険法、工場や炭鉱に勤務する男子労働者を対象）の改正に伴い、同年6月1日から被保険者が一般事務職員まで拡大されたが、同年6月1日から同年9月30日までは同法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収及び保険給付は同年10月1日から開始されたため、同年6月から同年9月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。